

統計調査員の登録について

1. 業務内容

国などが行う各種統計調査に、調査員として従事します。
市内の一定の区域（調査区）を受持ち、調査対象（事業所や世帯）を訪問して調査の依頼、調査票の配布・回収を行います。

2. 対象

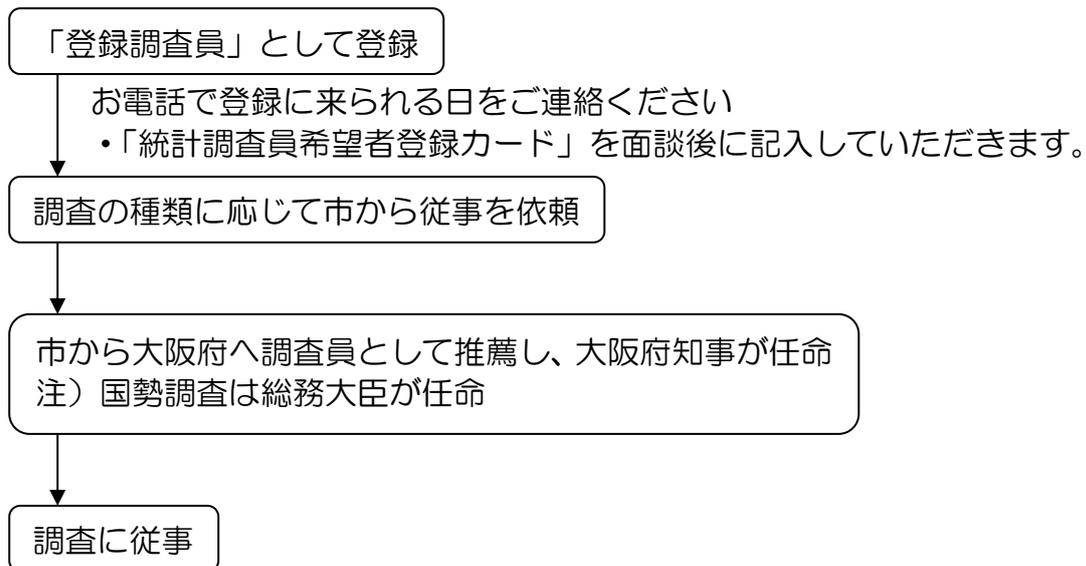
- ① 責任をもって、調査事務を遂行できる方
- ② 秘密保護のできる方
- ③ 税務、警察及び選挙に直接関係のない方
- ④ 原則として満20歳以上の方
- ⑤ 暴力団その他の反社会勢力に該当しない方

すべてを満たしている人が対象です。

3. 募集・登録期間

随時

4. 調査員の登録から任命までの流れ



5. 報酬について

調査労働の対価として報酬が支払われます。金額は、調査の種類や受け持ち件数によって異なります。

任命期間中の身分は「非常勤公務員」になります。

6. 調査の回数

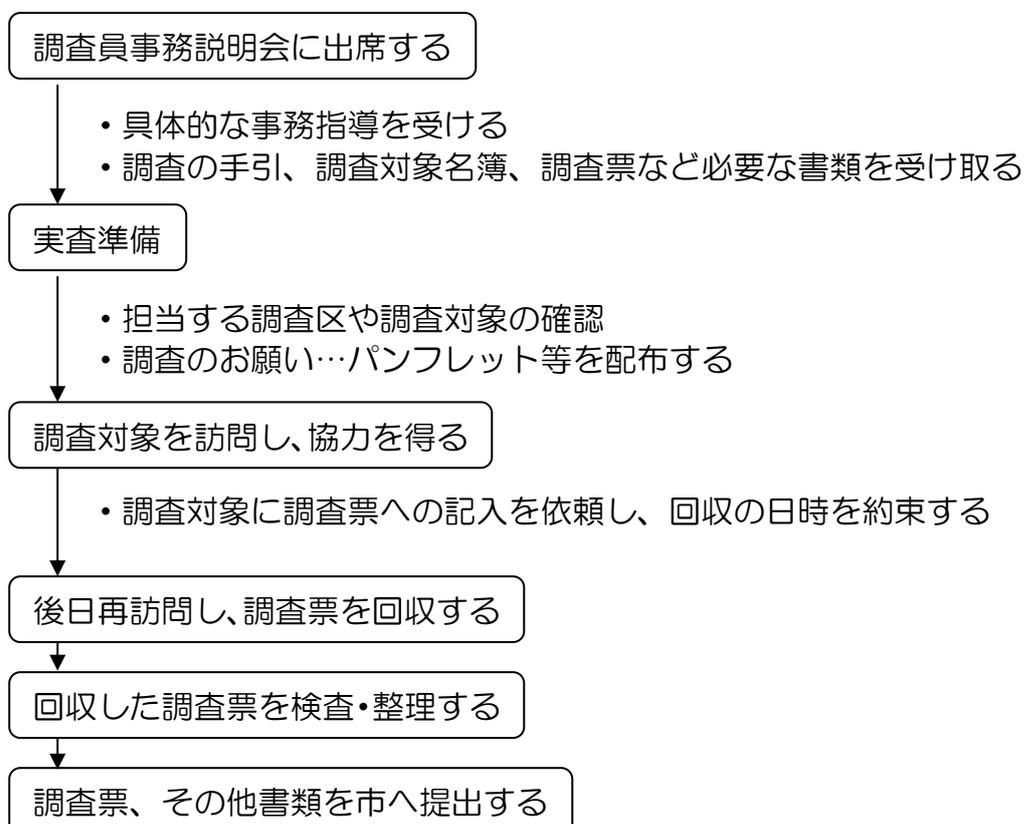
年に1～2回ほどです。

《参考》統計調査の種類（中間年に実施する調査もあります）

実施機関	調査名	周期	次回調査年(※)	調査期日	調査対象
総務省	国勢調査	5年	令和7年	10月1日	世帯
	住宅・土地統計調査	5年	令和5年	10月1日	世帯
	就業構造基本調査	5年	令和9年	10月1日	世帯
	全国家計構造調査	5年	令和6年	10～11月	世帯
総務省	経済センサ - 基礎調査	5年	未定	6～翌3月	事業所
経済産業省	経済センサ - 活動調査	5年	令和8年	6月1日	事業所
農林水産省	農林業センサ	5年	令和7年	2月1日	世帯

※ 令和5年1月1日時点の予定であり、変更になる場合があります。

7. しごとの流れ



★ 上記は標準的な業務の流れで、調査によって異なる場合があります。

★ 調査により異なりますが、調査員事務説明会から市への提出までは約2か月間です。

【お問い合わせ先】

豊中市総務部行政総務課統計係

☎：06-6858-2055（直通）